

## 台湾総督府の殖産政策における史料学的分析

——台湾統治初期の「殖産報文」と「復命書」からの考察——

東 山 京 子

### 目 次

はじめに

一、台湾総督府における技師の役割

二、「殖産報文」と「復命書」との関係

三、台湾総督府組織の改編と殖産部

おわりに

### はじめに

台湾総督府殖産部が編纂した殖産報文の中の「澎湖列島檢察報文殖樹意見」には、「本篇八技師田代安定力曾テ

陸軍混成旅団支隊附ニテ澎湖島滞在中大本營ニ対スル報告ノ一部分トシテ混成支隊長提供ニシタルモノ事固ヨリ殖産上ニ関スルヲ以テ今之ヲ本書ニ収ム」との記述がある。

これは、技師の田代安定が陸軍混成旅団支隊附で澎湖島の調査を行っていることを語ったもので、このことから陸軍の調査においても、軍人だけではなしに殖産に関する専門家が雇員として参加していたことがわかる。

台湾島内の踏査には、台湾島の地形や住民調査のほかに、各地域における農業や産業などに関する実状の把握もあり、それによって台湾総督府の殖民並びに殖産に関する政策決定の判断材料に供することにあつた。勿論、そこでの参考資料や判断材料とはいへ、それらの多くは、専門家による調査結果を踏まえた科学的分析に基づく意見書が添えられていたことから、政策そのものが科学的、客観的根拠に基づいて決定されていたということもいえる。

本稿では、台湾総督府における殖産殖民政策に対する総督府実務官僚としての技師の役割について、また、台湾各地域の調査を行ってきた殖産部において、台湾総督府の組織改編がこの殖産部の調査にどのような影響を与えたのかについて、殖産部の報告書である「殖産報文」および「復命書」から明らかにしていきたい。

### 一、台湾総督府における技師の役割

明治二八年六月一日に、混成支隊長比志島義輝は台湾総督樺山資紀に次のような上申をなしている。それによると、四月二日に月俸三〇円にて陸軍省雇に命じられ、同日、陸軍混成旅団支隊附で澎湖島調査に加わった田代技師を、

大本營ヨリ当支隊へ属セラレ爾來専ラ植物上ノ調査ニ従事シ其澎湖島ニ関スル報告ハ澎湖列島行政長官田中綱

常ニ差廻置候同人八曾テ南洋諸島ヲ巡歴シ又尤モ好ク琉球及ヒ八重山列島事物ニ通スト云ヒ其調査報告ヲ閱スルニ極メテ精確<sup>3</sup>であり、

徒ラニ理論ニ流レズ實用ニ適スルモノト認メ候間総督府ニ御採用相成候得バ値産上利益多カルベシト被存候此段申進候也<sup>4</sup>

として、理論に流されず収集した情報を精確な調査報告書に纏めるといふ田代を総督府に採用すれば総督府にとつて利益があるとした申進書であった。

田代が四月二日に混成旅団支隊附を命じられたことについて、

同年四月四日広島大本営を發し、佐世保軍港を経て、同月十五日澎湖島比志島混成支隊部下に属し、同司令部に於て、同島地理民情及植物調査に従事し、檢察報文、植樹意見を大本営に提出す。(時に翁三十九歳)<sup>5</sup>

とあることから、田代は、澎湖島の地理や民情そして専門である植物の調査を行い、「檢察報文」と「植樹意見」として纏めて大本営に提出していた。これらを併せた報告書が、前述の「澎湖列島檢察報文植樹意見」となる。

田代は、五月五日に混成支隊付を免じられ澎湖島政庁付を命じられ、その後、

六月三日台湾受渡済に付、澎湖島を引揚げ基隆港に向ふ。

同 五日樺山總督基隆著総督府を旧税関内に仮設し同日上陸。

同 十日旧政府汽車試運転に際し、同僚四、五名と共に先発、台北城に入り旧撫台府構内庁舎に滞留す。

同 十四日樺山總督一行台北著、同日より事務を執り、十七日始政式挙行せらる。<sup>6</sup>

と、台湾総督府に配属されるまでを田代自身が記録している。

田代は、六月一八日に台湾總督府民政局付で採用され、同日付で殖産部付を命じられ、九月八日に雇員に任命されている。その後、明治二九年七月二四日付で台湾總督府民政局技師に定員外で任用され、八月八日に殖産部殖産課兼林務課勤務を命じられて、<sup>7)</sup> 同月の一二日には台東地方へ出張している。この出張は、

八月十七日拓殖兼鉱務課技師成田安輝、同技手阪基、農商課技手堀駿次郎の三氏と共に発足し、基隆を経て二十日花蓮港に著し、同日より各担当の調査に従事し、十二月十二日花蓮港に於て汽船千田丸に搭乗し二十日基隆港を経て帰府<sup>8)</sup>

しており、台東において田代を含めて四名の技師および技手により各々の担当の調査を行っていた。

その後、明治三一年七月二八日に、宮内次官河口武定より台湾總督府民政長官後藤新平に対して、田代の植物調査の囑託依頼電報が送られ、この依頼について、後藤長官から差し支えない旨の返電を翌日に送信しており、八月一日に囑託を命じられている。<sup>9)</sup> この宮内省における植物調査の囑託は、「新宿植物御苑植物調査及採集の為年給二百円<sup>10)</sup>」で、同四一年一二月三日まで勤めている。

台湾總督府の殖産課における田代は、三一年四月に植物調査のために台北県管内を、同年九月には拓殖事務並に林業視察のために台南県及び澎湖庁管内へ、翌年四月にも森林調査のために台北県を、同三三年三月には台南県と台東県、翌年三月には宜蘭庁、同年四月には台北県と台中県、そして、同年一〇月には恒春庁へ出張している。この恒春庁出張の目的は、「前に建議中の恒春熱帯植物殖産場創設の件、採用につき其著手準備の為<sup>11)</sup>」であり、翌年一一月には、民政部殖産局林務課兼恒春熱帯植物殖産場の勤務を命じられている。<sup>12)</sup>

しかし、明治四三年六月二〇日には、「恒春熱帯植物殖産場を引揚げ殖産局林務課に帰任<sup>13)</sup>」しており、翌年五月一六日には、民政部殖産局附属熱帯植物殖産場規程の廃止により殖産場兼務は消滅し、九日後の二五日には民政部

殖産局附属林業試験場兼務を命じられている。<sup>14</sup>しかし田代にとって、植物殖育の計画が実行できる場がこの恒春熱帯殖育場であった。それについては、

八重山島に十数倍の熱帯地を日本は獲得した。翁は次いで抜擢せられ、帝国領土の最南門戸たる此の台湾に於て、思ふ存分に仕事をされる様になつた。翁は八重山から得た経験と、八重山で立てた計画方針を携へて、新附の台湾に於て愈々之を実行した。恒春熱帯植物殖育場が即ちそれである。<sup>15</sup>

このように、それまでの田代の植物調査における経験を生かす植物殖育の計画を実施できる場所は、この台湾における恒春熱帯殖育場しかなかった。だが、この殖育場は、明治三四年から同四四年までの一〇年間で幕を閉じてしまふ。田代が著した「恒春熱帯植物殖育場報告」は、明治四四年から大正六年までの七年間をもつて第一輯から第六輯に纏められた。この報告書については、「本篇八先生ノ最モ力ヲ尽サレシ著述ニシテ晩年ニ至ル実験モ蘊蓄モ悉ク本書ニ集マルト云フモ過言ニアラザル觀アリ」と記されているように、田代が最も力を注いだ著作であり、これまでの植物殖育の研究成果の総括であつたことがわかる。<sup>17</sup>

田代はその後、林業に関する仕事に従事し、明治四四年一〇月と大正二年六月および翌年五月には、鹿児島の高等農林学校兼用農学科熱帯農業講師を担任している。同四年二月二十七日には慢性マラリア症により依願退職し、翌年三月には鹿児島の高等農林学校兼用農学科熱帯農業講師の嘱託も解かれた。<sup>18</sup>

しかし、退職後の大正五年三月一八日には、再び林業に関する事務を嘱託され民政部殖産局林務課勤務を命じられている。<sup>19</sup>この嘱託の任務は、同八年六月二八日に解かれたが、同一〇年八月には星製菓株式会社の嘱託に就いている。これについては、星製菓が規那樹の植付と苗木の養成のために開設した高雄州潮州郡下蕃地ライ社の農場において、規那栽培に関する指揮監督としての試験を任せられたためである。この嘱託の任務は、同一五年に解かれ、

その後は同会社の顧問に就いていた。<sup>20)</sup>

このように、田代は、生涯を通じて植林の調査研究を行ってきた。台湾においても、陸軍とともに澎湖島に上陸してからというもの、植林の専門家として、森林調査および植物殖育に従事してきた。昭和三年三月一六日に、郷里の鹿兒島において死去するまでの功績は顕著である。翌年には、田代を顕彰するために「故田代安定翁功績表彰記念碑建設發起人」が発足し、一月九日に「田代安定君碑」の竣工式を盛大に行っている。

記念碑は、三板橋の日本人墓地の第七代台湾総督明石元二郎と第三代台湾総督乃木希典の母の墓碑に隣接した領域に、大正五年に病死した妻の石碑「田代朔子刀自之碑」の横に建設された。

この竣工式について、台湾日日新報は、「故田代安定翁の『記念碑』落成式けふ三板橋碑前に挙行<sup>21)</sup>」という見出しを掲げ、

昨年三月物故した元総督府技師田代安定翁は熱帯植物学の権威者で本島拓殖の開祖である。それで氏の逝去後新渡戸博士を初め知己故人門下生等相謀り台北三板橋墓地に記念碑を建設中であつたがこの程竣工したので九日午後一時半から墓前で盛大な落成式を挙行する

と発表された。この碑の設計は井手薫、碑文は尾崎秀真、碑名は新渡戸稲造の揮毫で、士林の天然石を使用し、高さは三、六メートルで幅は一、九メートルの見事な記念碑であつたとのことである。

これまで見てきた田代の台湾における植林事業に果たした功績については、台湾総督府技師官僚としての役割を責任感を持って実現させていったということが、田代の生涯を通して知ることができる。

では、次に田代が技師を務めた殖産部が刊行した殖産報文と台湾総督府公文類纂に綴られた調査復命書との関係について見ていきたい。

## 二、「殖産報文」と「復命書」との関係

台湾領有初期に、台湾総督府殖産部は、少なくとも「殖産報文」として八冊の殖産事業報告書を刊行している。<sup>(23)</sup>台湾統治の初期段階において、台湾総督府の地方庁の職員や殖産部の技師・技手などが各地域へと出張をして調査を行っている。その調査は、台湾総督府の政策決定および政策を遂行する上で、必要な情報源であり、その遂行のための調査であった。つまり、これらの報文は、台湾総督府が進めていく政策決定のための報告書であったことがわかる。

このように、この「殖産報文」を政策決定のための報告書として編纂されたと考えると、台湾総督府が台湾島全体を把握し、統治政策に役立てるために行ってきた各地域の調査復命書とは、どのような関連があるのだろうか。殖産部が編纂した「殖産報文」は、明治二十九年から同三十三年にかけて発行（届出）されたものであるが、実際の調査は、同二十九年調査による水産・林業・鉱業・商工業・農業・糖業・度量衡・殖民と同三十〇年調査による農業・水産・林業・鉱業・殖民および同三〇年三一年調査による漁業・塩業・林業・農業・拓殖に関するものであった。これらは、総督府の殖産部員が詳細に行った踏査調査および地方庁の職員が行った調査を基に編纂されたものである。

これらの報告のなかで林業に関しては、第七の「台湾森林一斑」の「生蕃ト森林トノ関係」の中において次のように記述されている。

生蕃ト森林トノ関係ニ就キ蕃人ハ森林ヲ保護スルモノナルヤ（一）将タ森林ヲ荒廃スルモノナルヤ（二）ノ二点ハ從來世人ノ着目探討ヲ經シトコロナルカ未タ確乎タル判断ヲ予フルモノナシ而シテ是レ実ニ本島森林経営

上ノ大問題ニシテ先ツ之ニ対シ明瞭ナル答案ヲ与ヘタルノ後始メテ森林経営ノ方針ト適切ナル施業ノ方法ヲ講スルヲ得ヘキナリ<sup>(24)</sup>

と、林業と原住民との関係は、森林の保護者であり破壊者である原住民のことを理解した上で、彼らの脳裡に森林経営の須要と利益を射影させることで、誘導化育する、ということを行った上で、森林事業の方針を立てることの必要性を説いている。

次いで、第八の予察報文の「台東殖民地予察報文緒言」の最後に、田代技師は、「台東ノ将来ニ対シ簡約ニ其殖産上ノ鄙見ヲ叙シ置カシ」として<sup>(25)</sup>

台東ノ利源ヲ大別スレハ林産、農産、礦産、水産ノ四元ニ帰ス然リ而シテ林産ハ樟腦、木材トシ農産ハ実ニ糖業ヲ以テ主眼トシ茶業、藍、麻、護謨、茄菲、果実、菓草、煙草、草綿、米穀、牛馬ヲ以テ副産物ニ充ルニ適ス<sup>(26)</sup>

と、早急に台東の開拓を行うことで、林産・農産・鉱産・水産の産業に利源を求められるとして、特に官設土木事業の急要性を強調している。

このように、殖産に関する調査は、台湾への移住と台湾の資源開発や漁業・林業・農業・鉱業などの事業への展開などの、台湾の住民生活におけるあらゆる政策を決定する上で重要なものであり、早急に行わなければならないものであった。これら台湾各地域の調査をまとめた刊行物が「殖産報文」であるが、調査報告書はこの報文に編纂されたものと、台湾総督に報告された「復命書」がある。「殖産報文」の内容と、その内容と関連する「公文類纂」に綴られた「復命書」を一覧表に纏めると表一のようになる。



表一 殖産報文と台湾総督府文書の対称表

第一		第二	
報文 番号	報告内容	調査員	台湾総督府公文類纂
第一	淡水漁業 新竹鹿港間漁業 澎湖島漁業	民政局技手鐮木余三男・技手馬場 納次郎報告 技手萱場三郎・技手馬場納次郎復命 技手鐮木余三男復命	淡水水産調査復命 新竹鹿港間漁業 殖産部員鈴木余三男澎湖島巡回 復命書
	台南管内養魚池 台南管内塩業 新竹管内塩業	技手萱場三郎復命 技手萱場三郎復命 技手萱場三郎・技手馬場納次郎復 命	萱場三郎養魚池調査復命書 萱場三郎塩業調査復命書 萱場三郎製塩業經濟調査・新竹 県塩田調査書新竹県知事報告
	台湾漁業一斑	殖産部員調査	
第二	林業の部 新竹及苗栗管内林況 樟林の状況 樟樹の種類 樟脳製造手続	技師八戸道雄・技手橋口兼一復命 新竹支庁庶務課員報告・殖産課員 復命 苗栗出張所員復命 新竹支庁員復命	八戸道雄・橋口兼一新竹支庁及 苗栗出張所管内林務調査復命書
			〇四九一七 〇四九一七 〇〇九一六 〇〇九一六 〇〇九一三・三
			一五年 永久 永久 永久 永久
			簿冊およ び件番号 保存 年限

<p>諸鉱物</p> <p>枋橋新店地方炭坑</p> <p>基隆溪川砂金</p> <p>統瑞芳金山</p> <p>瑞芳金山</p> <p>鉱業の部</p>	<p>樟脳製造業の状況</p> <p>台中県管内林況一班</p> <p>統台中県管内林況一班</p> <p>外国人と樟脳業の關係</p> <p>新竹地方の林況</p> <p>澎湖列島檢察報文殖樹意見</p>
<p>技師石井八万次郎復命</p> <p>技師石井八万次郎復命</p> <p>技師石井八万次郎復命</p> <p>技師石井八万次郎復命</p> <p>技師石井八万次郎復命</p> <p>技師横山壮次郎・技手木村栄之進復命</p>	<p>新竹支庁員・陸軍通訊官・租税課員復命</p> <p>技師八戸道雄・技手月岡貞太郎復命</p> <p>技師八戸道雄復命</p> <p>埔里社出張所の報告</p> <p>技手月岡貞太郎復命</p> <p>技師田代安定が陸軍混成旅団支隊附にて澎湖島滞在中大本營へ報告、その一部分として混成支隊長に提供したものの</p>
<p>石井八万次郎瑞芳産金地調査復命書 鉱山視察復命書志</p> <p>石井八万次郎瑞芳産金地調査復命書 鉱山視察復命書志</p> <p>石井八万次郎瑞芳産金地調査復命書 鉱山視察復命書志</p> <p>石井八万次郎瑞芳産金地調査復命書 鉱山視察復命書志</p>	<p>八戸道雄・月岡貞太郎埔里社地方林務調査復命書</p> <p>八戸道雄雲林地方出張復命書</p> <p>月岡貞太郎新竹地方林業視察復命書</p>
<p>〇四〇九一</p> <p>〇四〇九一</p> <p>〇四〇九一</p> <p>〇四〇九一</p>	<p>〇四〇六八</p> <p>〇四〇六五</p> <p>〇〇〇四五</p>
<p>一五年</p> <p>一五年</p> <p>一五年</p>	<p>一五年</p> <p>一五年</p> <p>永久</p>

第四	第三			
<p>農業の部</p> <p>台北県擺接堡茶業</p> <p>台湾包種茶</p>	<p>度量衡</p> <p>稻類試作成績</p> <p>地積制</p> <p>麦類試作成績</p> <p>蔬菜類試作成績</p>	<p>糖業</p> <p>宜蘭管内調査録</p> <p>雑の部</p>	<p>農業の部</p> <p>春蚕試育成績</p>	<p>商工業の部</p> <p>台南管内商工業</p> <p>台湾澎湖商工業</p>
<p>技手藤江勝太郎報告 (一九一九年調査)</p>	<p>農務係員試験</p> <p>農務係員試作</p> <p>農事係員試験</p> <p>嘱托山田伸吾復命</p>	<p>技師原熙復命</p> <p>技師田代安定復命</p>	<p>技師岡田真一郎主任</p>	<p>属白尾国芳・属小川将澄復命</p> <p>地方庁の調査</p>
	<p>本島糖業調査書</p> <p>製糖試験成績報告</p> <p>台湾度量衡調査報告及台北県管内度量衡調査復命書山田伸吾提出</p>		<p>蚕事試験成績報告</p>	
	<p>〇〇二八八</p>	<p>〇〇二八一</p> <p>〇〇三四一七</p>	<p>〇四〇一三</p>	
	<p>永久</p>	<p>永久</p> <p>永久</p>	<p>一五年</p>	

製茶試験成績	技手 藤江勝太郎報告 (二九年試験)	台北 新竹、台中三県茶業取調 藤江勝太郎復命書	〇〇三四一六	永久
養蚕試験成績	野間常彦報告 (三〇年試育)	養蚕試験成績	〇〇二九一七	永久
台北附近鴨卵人工孵化	技手 木村利建報告 (三〇年調査)	台北附近養鴨調查木村利建技手 復命書	〇〇二九一	永久
蝗虫被害状況 (各地被害の状況)	被害地各官衙報告 (二九年)・元 殖産部員出張復命	蝗虫駆除に関する告示 蝗虫駆 除方法並台北台南県蝗虫駆除に 関する報告	〇〇〇三一一	永久
台北附近被害状況	台北県報告			
擺接堡枋橋街被害状況	枋橋警察出張所報告			
擺接堡新埔庄被害状況	元殖産部出張員復命			
擺接堡溪州庄 加納庄 枋寮員山及枋橋地方被 害状況	元殖産部出張員復命			
芝蘭一堡被害状況	台北県報告			
基隆支庁管下被害状況	元基隆支庁報告			
宜蘭地方被害状況	元殖産部出張員復命			
新竹地方被害状況	元新竹支庁報告			
東部地方概況	元殖産部出張員復命			
和尚洲被害状況	元殖産部出張員復命			

<p>水産の部</p> <p>台北輸入重要水産製造物</p> <p>淡水河漁業</p> <p>基隆附近漁村状況</p> <p>基隆蘇澳近海鱸及鯉漁撈試験</p> <p>台南県管内水産業</p> <p>安平鹿港間水産業</p>	<p>興直堡蝗虫駆除及捕虫買収成績</p> <p>和尚州蝗虫駆除及買収成績</p> <p>淡水支庁管下八里盆堡蝗虫駆除及買収成績</p> <p>芝蘭一堡内湖庄蝗虫駆除並買収成績</p> <p>蝗虫の性質及解剖</p> <p>蝗虫飼育</p>	<p>元殖産部出張員復命</p> <p>元殖産部出張員復命</p> <p>元殖産部出張員復命</p> <p>元殖産部出張員復命</p>	<p>技手高田平三報告（二九年調査）</p> <p>技手萱場三郎報告（二九年調査）</p> <p>技手高田平三・技手鎌田弥十郎報告（二九年調査）</p> <p>元殖産部農商課水産掛員報告（二九年試験）</p> <p>技手高田平三報告（二九年調査）</p> <p>技手萱場三郎報告（二九年調査）</p>	<p>第二回水産博覧会參觀者高田平三復命</p> <p>萱場三郎淡水河漁業調査出張復命書</p> <p>基隆蘇澳近海に於ける鱸鯉調査報告</p> <p>基隆蘇澳近海に於ける鱸鯉調査報告</p> <p>高田平三台南県管内水産調査報告</p> <p>萱場三郎安平鹿港間漁業調査復命書</p>	<p>〇二八七五</p> <p>〇四三六九</p> <p>〇四〇九六</p> <p>〇四〇九六</p> <p>〇二八六一</p> <p>〇四三七二</p>	<p>永久</p> <p>一五年</p> <p>一五年</p> <p>一五年</p> <p>永久</p> <p>一五年</p>
--	--	---	--	---	---	---

第五		
<p>林業の部</p> <p>台北台中兩県下林況</p> <p>宜蘭薺菜兩地方林況</p> <p>新竹南庄地方林況</p> <p>苗圃播種成績表</p> <p>森林植物腊葉目錄</p>	<p>技師有田正盛報告（二九年調査）</p> <p>技手月岡貞太郎報告（二九年調査）</p> <p>技師西田又二報告（三〇年調査）</p> <p>殖産課林務掛報告（明治二九年播種三〇年三月現在）</p> <p>殖産課林務掛調製（明治三〇年一月）</p>	<p>有田正盛台北台中兩県管内林況視察巡回復命書</p> <p>月岡貞太郎宜蘭薺菜地方出張復命書</p> <p>西田又二南庄撫墾署管内森林調査復命書</p> <p>二十九年夏期苗圃試驗成績表</p>
<p>鉱業の部</p> <p>宜蘭地方地質及鉱物</p> <p>台北台中台南三県下地質及鉱物</p>	<p>技師石井八万次郎報告（二九年調査）</p> <p>技師石井八万次郎報告（三〇年調査）</p>	<p>藤根吉春・森貞蔵宜蘭庁管下殖民地調査復命書</p> <p>藤根吉春元苗栗支庁管下殖民地調査復命書</p> <p>町田永五郎・松尾万喜台中兩県管下殖民地調査復命書</p>
<p>宜蘭庁管下殖民地</p> <p>新竹県下殖民地</p> <p>台中新竹兩県下殖民地</p>	<p>技手藤根吉春・技手松尾万喜復命（三〇年調査）</p> <p>技手町田永五郎・技手松尾万喜復命（三〇年調査）</p>	<p>（四三二九）</p> <p>（四三一九）</p> <p>（四三三八）</p>
		<p>一五年</p> <p>一五年</p> <p>一五年</p>

	第六 漁業の部	嘉義県下殖民地 埔里社地方殖民地 台南県下殖民地	小花和太郎嘉義台中両県管内殖 民地調査復命書 佐藤法潤・小花和太郎台南県管 下殖民地調査復命書	〇二七九一五 〇四三二二	永久 一五年
	澎湖列島水産業 新竹県管内水産業 鳳山県恒春地方水産業 鳳山県恒春枋寮地方水 産業 台東庁管内水産業 龜山島水産業 紅頭嶼並火烧島水産業 澎湖島水産製造物試験 打狗以南ノ鰯漁及鱸子 製造 新竹県管内塩業	技手小花和太郎外二名復命 (三〇 年調査) 属佐藤法潤・技手小花和太郎復命 (三〇年調査) 澎湖庁報告 (三一年) 新竹県報告 (三一年) 鳳山県報告 (三〇年調査) 技手岸元納次郎復命 (三一年調査) 技手岸元納次郎復命 (三一年調査) 宜蘭庁報告 (三〇年調査) 技手萱場三郎復命 (三〇年調査) 技手岸元納次郎復命 (三一年試験) 技手岸元納次郎調査	澎湖島庁長水産調査報告 鳳山県知事恒春地方水産業調査 報告 宜蘭庁龜山島探険状況報告 萱場三郎紅頭嶼並火烧島状況復 命 新竹県知事県下塩田調査報告	〇〇三〇一四 〇〇三〇一三 〇〇四八一五 〇〇四八一七 〇〇二〇一三	永久 永久 永久 永久 永久

	<p>鳳山県管内塩業</p> <p>新竹台中両県下塩田</p> <p>嘉義台南鳳山三県下塩田</p> <p>新竹外三県下塩業経済養蠶業</p> <p>台湾水産統計</p>	<p>鳳山県報告(三〇年調査)</p> <p>技手鎌田弥十郎復命(三〇年調査)</p> <p>技手高田平三復命(三一年調査)</p> <p>技手萱場三郎復命(三一年調査)</p> <p>各地方庁報告(三〇年調査)</p> <p>各地方庁報告(三〇年統計)</p> <p>塩田(反別殖産課員調査(三一年三月)</p> <p>塩田(反別殖産課員調査(三一年三月)</p>	<p>鳳山県知事県下塩業調査報告</p> <p>萱場三郎製塩業経済調査</p> <p>各地方庁養蠶調査報告</p>	<p>〇〇三六〇一</p> <p>〇〇三六〇二</p> <p>〇〇三六〇一</p>	<p>永久</p> <p>永久</p> <p>永久</p>
第七	<p>林業の部</p> <p>台湾森林一斑</p> <p>台湾輸入木材に関する概要 福州及石碼杉材量率並価額</p> <p>台北県大料炭地方林況</p> <p>新竹県五指山地方林況</p> <p>新竹県大湖地方林況</p> <p>台中県東勢角地方林況</p>	<p>技手鐸木直之助復命(三〇年調査)</p> <p>台南県調査</p> <p>技師有田正盛復命(三〇年調査)</p> <p>技師小西成章復命(三〇年調査)</p> <p>技師西田又二復命(三〇年調査)</p> <p>技師志和池栄介外二名復命(三一年調査)</p>	<p>有田正盛台北県管内大料炭地方巡回復命書</p> <p>小西成章台北県下森林調査復命書</p> <p>西田又二大湖署管内森林調査復命書</p> <p>志和池栄介東勢角署管内森林調査復命書</p>	<p>〇四三九二</p> <p>〇〇三六二三</p> <p>〇〇三六二三</p> <p>〇〇三六二四</p>	<p>一五年</p> <p>永久</p> <p>永久</p> <p>永久</p>



<p>澎湖列島及台南鳳山兩 県下林況</p> <p>脳業調査</p> <p>樟脳混和物</p> <p>台中県東勢角地方製脳業</p>	<p>技師有田正盛復命（三〇年調査）</p> <p>技師有田正盛復命（三〇年調査）</p> <p>林圯埔撫墾署報告（三一年調査）</p> <p>技手村山正隆復命（三一年調査）</p>	<p>有田正盛福岡県其他脳業調査復命</p> <p>明治三〇年自六月至二月中林圯埔撫墾署事務報告</p>	<p>〇二九五六</p> <p>〇二七三四</p>	<p>永久</p> <p>永久</p>
<p>農業の部</p> <p>台北外二県下茶業</p> <p>嘉義以南畜産業</p> <p>藍靛製造試験</p> <p>養蚕試験</p> <p>台南県農事試験場試作成績</p>	<p>技手藤江勝太郎復命（三〇年調査）</p> <p>技手木村利健復命（三一年調査）</p> <p>技手田村熊治報告（一九年試験）</p> <p>殖産課員野間常彦報告（三一年試育）</p> <p>台南県報告</p>	<p>藤江勝太郎台北・新竹・台中三県茶業取調復命書</p> <p>木村利健嘉義・台南・鳳山・台東畜産調査復命書</p> <p>青柳定治・田村熊治藍靛製造試験成績復命書</p> <p>野間常彦明治三一年養蚕試験成績報告</p> <p>台南県試験成績報告</p>	<p>〇三三六八</p> <p>〇三九五二</p> <p>〇六三二〇</p> <p>〇四七一一三</p> <p>〇四六〇一九</p>	<p>永久</p> <p>永久</p> <p>永久</p> <p>一五年</p>
<p>拓殖の部</p> <p>台南鳳山兩県下殖民予定地</p>	<p>技師田代安定外一名復命（三二年調査）</p>	<p>田代安定外二名台南・鳳山兩県下殖民用地調査報告書</p>	<p>〇三〇一三</p>	<p>永久</p>

第八	台東殖民地予察報文	台湾總督府技師田代安定が林務課技師成田安輝・鉱務課技師阪基・農商課技師堀駿次郎とともに行った殖民地の实地調査(一九二九年八月一七日～二月二〇日)	田代安定台東地理調査報告(台 東調査報告地理部第一綴及第二綴)	〇四三二二〇	一五年
----	-----------	--	------------------------------------	--------	-----

は年代が異なるが参考として掲載した。

この表を見ると、「殖産報文」には、各県各支庁からの報告や、ある一定期間に実施された試験および試育報告が掲載されていることがわかる。この「殖産報文」に報告された各県各支庁からの報告とは、民政局長が各部の報告を纏めて台湾總督に報告していた『台湾總督府民政事務成績提要』<sup>27)</sup>を参考にしていたと思われる。このことは、台湾總督府が、各県各部からの事務手続のシステム化を図っていたことを示している。そのシステム化とは、台湾總督府は、「諸報告取扱一覽表」<sup>28)</sup>を掲げて、諸報告の統一化を図り、報告の平準化を目的としたことにある。

次の表二のように、局長各課事務報告が翌月一〇日限、局内人馬員数表報告が翌月二日限、月報が翌月五日限、決算報告が翌月五日限、会計事務報告が毎月一回以上未定、内務・殖産・財務・部課事務報告が翌月一〇日限と、毎月定期的に取り扱われていた。会計事務報告以外は、期限を翌月二日・五日・一〇日・一五日とさまざまではあったが、これらの報告は、細かく規定されていたことがわかる。

表二 諸報告取扱一覽表

種 類	期 間	日 限	発 行 者	受 取 者
民政局事務 <sup>附</sup> 「取扱」報告	不定	不定	補(民政)局長 「訂」信「報」者	受 <sup>附</sup> 「訂」信「報」者 台湾事務局總裁

機密報	月報	毎月	翌月五日限	訂「(県)(知事)(支部)(長支庁長)、出張所長、島司」 「税関長等、砂金署長」	民政局長
	臨時報	不定	不定	同	同
決算報告		毎月	翌月五日限	訂「(同)(同上各分任官)」	陸軍局監督部 「長」
会計事務報告		月一回以上	訂「(同)(毎月一回以上)」	同	民政局経理課長
出張巡回 「職員」報告		不定	帰府後五日以内	出張巡回職員	補(民政)局長
内務、殖産、財務、各課事務報告		毎月	訂「(毎月)(翌月十日限り)」	課長	部長
局長各課事務 「取扱」報告		毎月	翌月十日限	局長部各課長	補(民政)局長
内務、殖産、財務、学務事務報告		毎月	翌月十五日限	内務、殖産、財務、学務各部長	同
局内人馬員数表報告		毎月	翌月二日限	民政局	副官部第二課
任免雇員報告		毎十日	即日	同	同

出典：『明治二八年台湾総督府公文類纂乙種永久第六巻』第五八文書より作成。

さらに、ここで注目したいのは、台湾領有初期における台湾踏査は、地理地形・農業・林業・漁業・塩業・糖業・畜産・養蚕・養殖・鉱業・阿片・慣習・民情・原住民・風土病・衛生などのあらゆる調査を行うことで、台湾という地域を把握し理解し統治政策に生かすこと、そして、出張における報告書や復命書を、領台初期に台湾で発行されていた新聞『台湾新報』に掲載することによってさらに一般に提供して、情報を広く知らしめることを実地して

いたことである。

これに関しては、明治二九年の「淡水水産調査復命」<sup>(28)</sup>の鑑文書に、「要ヲ摘シ台湾新報ニ掲載セシムヘシ」とあることから、台湾総督府は公的行為として当該復命書にある調査結果を『台湾新報』に掲載し広く提供していたことがわかる。この復命書の記事は、明治二九年八月二四日と二八日および九月一日の『台湾新報』の雑報欄に三回に分けて掲載<sup>(29)</sup>されていた。第一回の記事は、「淡水漁業調査要略」として、地理と気象について、第二回の記事は、「淡水漁業調査書要略」(続)として、北沿岸漁村の網類・釣り具・漁堤の要点が纏められている。第三回は、「淡水漁業調査報告」(其三)として、海菜類の名称(内地語と土語を明記)と南沿岸漁村の庄ごとの漁夫・漁船の員数と漁具についてであった。

このように、この復命書に限らず、各地方の調査における報告書および復命書は、要点を纏めて新聞の雑報欄に掲載され、当該部課職員だけではなくその他の総督府吏員や渡台してきた一般の内地人にも提供されていたのである。このことから、復命書は、調査出張における義務報告というものだけでなく、広く関係者などへの情報提供という役目を担っていたことが窺えよう。

ここで、各部署からの報告がどのようなものであったのかというと、

【右欄外】

「永久四ノ五 146号 一八葉」(朱印)(朱印)

民総第一五三〇号 明治三十年一月十二日受領 公文掛長 (朱印)

文第二六三号 明治三十年一月十二日閱了 浄書 発送

明治三十年一月十二日立案 報告掛長（朱印） 主任（朱印）

部長 課長

民政局長 花押

総務部長 花押 文書課長（朱印）

別冊殖産部去二十九年十一月中事務成績提出二付供

高閲

（台湾総督府民政局起案用紙一枚に墨筆）

【右欄外】

〔文第二六三号 民総第一五三〇号（朱印）〕

〔受付明治二十九年十二月十一日文書課 文書課長〕

十一月中当部事務成績別冊ノ通り二有之候条此段及報告候也

明治二十九年十二月十日

殖産部長 押川則吉〔朱印〕

民政局長水野遵殿

（台湾総督府民政局用二行×2朱野紙一枚に墨筆）

明治二十九年十一月中農商課事務成績報告

## 一、事務施行ノ概要

本期中ニ施行セシ事務ヲ大別スレハ各官庁ノ申牒照会ニ係ル事件ノ処理、農工商及水産業ニ関スル諸般ノ調査其他将来施行ノ準備等ニシテ其要項左ノ如シ

## 二、重要事項

(以下本文省略する)

農商課長代理岡田真一郎〔朱印〕

右及報告候也

明治二十九年十二月五日

明治二十九年十一月中事務成績報告

拓殖課

一 事務施行ノ概要 (本文省略)

二 重要事件 (本文省略)

三 規定事項 (本文省略)

右及報告候也

明治二十九年十二月五日

拓殖課長柳本通義〔朱印〕

殖産部長 押川則吉殿<sup>①</sup>

(台湾總督府民政局用一一行×2朱罫紙二枚に墨筆)

このように、押川殖産部長が各課の報告書を取り纏めて、水野民政局長へ報告していた。この中の拓殖課の「事務施行ノ概要」では、

十一月中施行事務ヲ総括スレハ常務係八庶務ノ整理ト処分ノ手續ニ従事シ撫墾係八撫墾署ニ関スル一般ノ事務ヲ掌リ蕃人蕃地ニ関スル報告書中広ク衆人ニ示シ差支ナキモノハ経同ノ上官報及新聞紙ニ掲載ノ手續ヲ了シ各撫墾署ニ向ツテハ調査要項三十条ヲ示シテ将来一層報告ノ詳細迅速ヲ期シタリ其要項左ノ如シ<sup>23)</sup>

として、前述の「淡水水産調査復命」と同様に、官報および新聞などへの掲載手続を行い、また三十箇条の調査事項を示し、一層、詳細な報告を将来において行うということを指示している。この三十箇条の事項とは、「蕃社ノ名称人工及増減」、「蕃社相互ノ関係」、「蕃人間居宅ノ距離及其位置」、「蕃社ニ通スル道路並ニ蕃社内道路ノ景況」、「蕃人間階級ノ区別並ニ相互ノ関係連鎖」、「蕃人生活ノ情況」、「蕃人ノ職業及其景況」、「農耕ノ実況」、「蕃人銃器ノ種類」、「彈藥需給ノ途」、「蕃人ノ疾病」、「物品交換ノ情況」、「蕃人宝物ノ種類及名称」、「殺人ノ原因ニ関スル事」、「殺人累年比較」、「蕃地ノ生産物ニ関スルコト」、「日令第二十六号ニ依リ認許サレタル開墾地ノ現況」、「殖第三二〇号ヲ以テ照会シタル調査事項」、「隘丁ニ関スルコト」、「蕃租ニ関スルコト」、<sup>21)</sup>「蕃地ニ於ケル樟脳製造其他事業ニ関スル蕃人トノ契約」、<sup>22)</sup>「蕃人ノ撫墾署ニ対スル感想」、<sup>23)</sup>「宗教的觀察」、<sup>24)</sup>「蕃人ニ対シ日本語教習ノ意見」、<sup>25)</sup>「蕃人ノ撫育授産ニ関スル意見」、<sup>26)</sup>「蕃人ノ前途ニ関スル意見」、<sup>27)</sup>「蕃地ノ山川名称」、<sup>28)</sup>「蕃地ノ地勢見取図」、<sup>29)</sup>「天産物及土俗的標品ノ採集」、<sup>30)</sup>「其他重要事項」というもので、かなり詳細な事項に関する調査とその報告を各撫墾署に指示していたのである。これは全体把握と集約の統一を行うためのものといえよう。

このように、住民に直接係わり、実地調査を行っている殖産課員または掛員や下部組織（ここでは撫墾署員が、そ

それぞれの担当事項において報告書を提出していた。

次に、この復命書である「淡水水産調査復命」と「報文」とを比較することで、両者にどのような相違点があるのかわを見ていきたい。この復命書は、「殖産報文」では、第一の「台湾総督府民政局殖産部報文」第一巻第一冊淡水漁業の箇所に綴られている。この「台湾総督府公文類纂」に綴られた「淡水水産調査復命」とは、

【欄外】

「明治二十九年七月七日供閱済」(朱印)

「淡水水産調査復命」(付箋)

「要ヲ摘シ台湾新報ニ掲載セシムヘシ」<sup>1</sup>

「十五 二、一二 三三葉」<sup>2</sup>(朱印) (朱印) 水調第六号「殖水一一号」要再回 主任(朱印)

明治二十九年四月

殖第一一一号

殖産部長 (朱印) 農<sub>訂</sub>「務」(商)課長(朱印)

民政局長 花押 文書課長

別紙ノ通箇木余三男馬場納次郎淡水出張復命書供覧候也 (朱印)

(台湾総督府民政局用一一行×2朱罫紙一枚に墨筆)



1 欄外に朱筆。

2 文書課の分類で、元は「永久二二、九」と記されているが、修復の際にインクが流れているため、どの段階で一五年に変更されたかはわからない。

「表紙」

淡水出張復命書

淡水出張復命書

目録

経過

地理

気象

北沿岸漁村

南沿岸漁村

大八里岔養蛎田

沿岸

養蛎ノ方法

## 養蛎二対スル意見

図

## 経過

明治二十九年三月二十一日淡水水産調査ノ為メ巡回ヲ命セラレ同二十三日午後一時過大稻埕出發午後四時淡水支庁二着シ同二十四日ヨリ五日間各沿岸漁村ヲ視察シ二十九日帰庁仕候附「事」

(以下本文省略する)

明治二十九年四月二十三日

民政局技手 楠木余三男 (朱印)

同 馬場納次郎 (朱印)<sup>33)</sup>

(台湾総督府民政局用一一行×2朱罫紙三二枚に墨筆、ほか七枚は絵図、一枚は地図)

というものであり、この報告書は、原本目録にあるように「経過・地理・気象・北沿岸漁村・南沿岸漁村・大八里盆養蛎田・沿岸・養蛎ノ方法・養蛎二対スル意見書」の九つの事項に纏められている。尤も、この内容は報文とすべてが同じというわけではない。当然、公文書としての復命書と編纂物としての報文とは文書の性格や目的が異なるため、両者が同じということはあり得ない。殖産部なり殖産課が当該復命書として提出されてきた調査報告書を一般に公開し情報を提供するために編纂する際に、語彙および言い回しをはじめとして、その内容が当該部課の担当者以外にも理解出来るように、他の資料も参考にして訂正したり、復命書以外のその事項に関する情報を追加し

て内容を補うといった編纂加工が施されているからである。

このような「報文」を編纂するに当たって、内容を補うといったことがなされたのではないと思われる事例として、第二の『台湾総督府民政局殖産部報文』第一巻第二冊の「新竹及苗栗管内林況」（技師八戸道雄技手橋口兼一ノ調査復命二抛ル）を挙げる事ができる。この調査復命書の調査報告については、「公文類纂」の「八戸道雄外一名新竹支庁及苗栗出張所管内林務調査復命書」を参考にしたのではないかと思われる。

この復命書は、八戸技師と橋口技手の二名で新竹から苗栗までを巡回して林業、特に樟脳および原住民についての調査を行った記録でもある。尤も、この記録内容の水準について、復命書の冒頭で、

明治廿九年一月廿四日台北発新竹ニ至ル土匪ノ残賊末タ平カス恰モ偵察最中ニ属シ地方尚ホ危険ノ虞アル由ニ付山地ニ入ルヲ得ス廿五廿六廿七ノ三日滞在支庁ニ出頭書類ヲ取調ヘ又恒泰、聯成、利源ノ三樟脳商ヲ訪ヒ質問スル所アリ廿八日苗栗ニ至リ廿九日滞留翌三十日脳商劉宏オヲ案内トシ桂竹林ニ至リシカ料ラスモ生蕃人（大目社外一社）拾四名ニ面会シ劉宅ニ泊破損三十一日大湖ニ向ハントセシカ偶々生蕃人ト土人トノ間ニ争鬪アルノ報ニ接シタルヲ以テ大湖行ヲ止メ破損森林及樟脳製造ノ実況ヲ見了テ争鬪ノ跡ニ至リ破損一名生蕃一名横死ノ状況視察シ直チニ苗栗ニ帰り二月一日及二日全所滞在翌三日新竹ニ至リ四日滞在翌五日台北ニ帰着ス右ノ旅行ニヨリ実地上見、聞キ及ヒ考ヘタル事ヲ叙シテ上巻トナシ又地方庁ノ取調書ニ就キ及役員ニ就キ聞得タル事柄ヲ綜合取捨シ尚ホ自ラ筆ヲ加ヘテ下巻トナス唯タ夫レ聞ク所博カラス見ル所洽且精ナラス随テ考フル所亦大体ノ点ニ止マリ一局部ノ事ニ過キサレバ敢テ此記述ヲ以テ全局ヲ推ス34ト望マサルナリ

とした記載があるように、この巡回対象地域には「土匪」の残賊による危険な地域があるため、山地に入ることができずに、支庁において書類の取調と樟脳商への聞き取りなどを行ったとある。さらに「生蕃人」と「土人」との

間の争闘などの状況視察も行っている。そのため、「上巻」を実地の上で見聞きし考えたものにより纏めて、「下巻」を地方庁の取調書と役員の聞き取りから取捨選択したものに加筆したものととして纏めている。

ここで記した巡回復命書の冒頭は「報文」には載せられていないが、内容は、「報文」に反映されている。しかし、この復命書から半年を経た七月に八戸技師が、雲林地方へ林業調査のために出張しているが、この巡回復命書は「報文」には採用されていない。

この雲林地方調査には、「時恰毛雲林地方匪賊蜂起ノ央八ニシテ遂ニ身ヲ以テ引上ケタル有様ナリシヲ以テ充分ノ調査ヲナス能ハス遺憾ナカラ下ノ報告ヲ為シ得ルニ過キス」とあることから、「土匪」の蜂起により充分な調査が出来なかったために、「報文」に載せるにはそれだけの高い水準と正確な情報を提供できないとして採用されず、収録されなかったのではなからうか。

しかし、前述した「八戸道雄外一名新竹支庁及苗栗出張所管内林務調査復命書」も同様に「土匪」の残賊のために充分な調査が出来なかったにもかかわらず、「報文」に収録されている。この違いについては、雲林における巡回区域の大部分はすでに二回の調査を終え、その当時の復命書に状況を記して報告しているため、ここに再び記さない旨の説明が書かれている。こうした理由から、この七月調査の復命書は「報文」に収録されなかったのではないかと思われる。

次に、「報文」と「復命書」という名称について見ていくことにする。月岡技手は、水野民政局長に提出した復命書のなかで、「復命書」ではなく「報文」という言葉を用いていた。次の「月岡技手宜蘭奇菜地方林況調査復命書」が、その「報文」として提出された復命書である。それは、

復命書

貞太郎儀

曩ニ御用ヲ以テ叭哩沙撫墾署管内へ出張中觀察シ要領別冊報文ヲ以テ及復命候也

明治廿九年九月廿三日

殖産部林務課

技手月岡貞太郎（朱印）

民政局長水野遵殿

〔表紙〕

宜蘭及奇萊地方觀察報文

宜蘭及奇萊地方觀察報文

緒言

明治廿九年八月十四日叭哩沙撫墾署管内巡視ノ命下ル全十八日基隆ニ出テ路ヲ宜蘭街道ニ取り頂双溪、大里簡、頭圍等ヲ経テ宜蘭ニ至リ叭哩沙、羅東及蘇澳地方ヲ巡視ス偶叭哩沙撫墾署長奇萊行ノ企アリ然ルニ全管内南澳番界ノ状況ヲ知ルニ八全地ニ至ルノ必要アルヲ以テ其一行ニ加ハリ海路全所ニ至リ其附近ヲ跋涉シ略大体ノ景況ヲ察スルヲ得タルニヨリ帰途ニ就キ花蓮港ヨリ海路基隆ニ出テ九月十七日ヲ以テ即チ帰庁ス尚旅行日歴及經過線路図ヲ以テ之ヲ明ニス

此行觀察スル所ヲ以テ本文ヲ草シ篇ヲ上下二分ケ地方一般ノ景況及森林ニ関スル狀況トシ尚附録トシテ添エル

二卑見ヲ以テス其細目ニ至リテ八即チ別ニ目錄ニ記スル所ノ如シ

此行偶頭困地方土匪ノ逃伏スルアリ又番界地方八撫番上未タ入山スルノ時機ニ会到セサルニヨリ深ク森林ノ中ニ入テ普ク検索スルノ自由ヲ得ス斧斤未曾入、青翠千古伝ノ天然林ヲ空シク数町ノ外ニ望ミ両眼鏡ヲ手ニシテ長嘆息シタルコト数次之力為ニ觀察ノ正卜精トヲ欠クハ免ルヘカラサルノ責ナルヲ信ス

明治廿九年九月廿三日

殖産部林務課勤務

民政局技手 月岡貞太郎<sup>(6)</sup>

(台湾總督府民政局用一一行×2朱野紙四枚に墨筆)

というもので、そこには「旅行日歴」と、目錄が上篇・下篇・附録および図面目錄に従って記されていた。このほかの復命書も同様に、例えば「新竹地方林業視察復命書」<sup>(7)</sup>をみても、月岡技手はその復命書を「新竹地方觀察報文」(ルビ筆者、以下同)という標題を付けて、明治二十九年五月一日に水野民政局長に提出している。

この二点の月岡技手の報文は、いずれも「殖産報文」に綴られており、「新竹地方觀察報文」は、第二の「台湾總督府民政局殖産部報文」第一巻第二冊の「新竹地方ノ林況」として編纂されている。また、「月岡技手宜蘭奇萊地方林況調査復命書」も、第四の「台湾總督府民政局殖産報文」第一巻第一冊の「宜蘭奇萊<sup>(8)</sup>地方林況」として編纂されている。

月岡技手が、「復命書」ではなく「報文」という名称を使用した理由は定かでないが、いずれも出張報告書であることには変わりはなく、「殖産報文」として、改めて編纂していることも特段に異なることはない。

また、この月岡技手のほか、台湾総督府技師齋藤讓による「澎湖島地質調査報文」および「基隆沖無人島踏査報文」についても「報文」という名称を使用している。まず、前者の澎湖島調査の緒言によると、「一、明治三十一年十一月命ヲ受ケテ澎湖島へ出張ス」とあり、また「一、本報文ニ附随セル地質図八明治二十八年混成技隊陸地測量部ノ地形図ヲ骨トシ其ノ足ラサルハ予ノ見取図ニヨリテ補ヒ」とある。この「報文」は、明治三十一年一月に命じられ、二七日間の出張を終え、同三十二年一月に報告しており、記述中においても、「本報文」と記している。

後者は、緒言において「領台後内地人ニシテ未タ此等ノ島ニ到リシモノアルヲ聞カザリシニ近頃此等ノ小島ヲ探検シ開墾ヲ出願シタルモノアリ、台北県庁ハコレガタメ特ニ吏員ヲ派シテ实地ヲ觀察セシム、コノ機ニ当リ小官モコノ無人島踏査ノ命ヲ受ケ」て基隆港を出発している。その後、花瓶嶼を経て棉花嶼を調査し、彭佳嶼へと渡る途中風波のために漂流一〇時間、辛うじて基隆港に漂着している。その後、「先ツ調査ヲ了シタル花瓶棉花二嶼ノ状況ヲコ、ニ復命ス、彭佳嶼ニツキテハ小官ノ聞知セル事柄ヲ併セ記述セルモ更ニ実査ヲ経テ詳細ナル報文ヲ草シ以テ本報文ヲ完センコトヲ期ス」と、明治三十三年九月に報告している。また、この「報文」は海軍参謀長へも報告されている。

さらに、齋藤技師のこれらの二つの「報文」は、「澎湖島地質調査報文 附録 基隆沖無人島踏査報文」として小冊子に纏められている。<sup>40)</sup>

このように、公文書の中に綴られた報告書には、命令を受け出張し、帰府後に復命書・報告書・報文といった名称でもって、出張における調査報告および出張報告としての報告義務により、関係各機関長へと提出されている。前述したように、報告と情報提供の両方を兼ねていたことを示しているよう。

しかし、一方の編纂物としての報告書は、刊行する際に、編纂という作業を経ることで取捨選択される。刊行物

として必要なものだけが選別されるため、出張報告書をすべて収録するわけではなく、また、説明が足りない部分はさらに情報を収集して加筆される。そのため、時間を要し、何年分の報告書に拠るといったような説明書きが必要となる。

このように考えると、編纂された「殖産報文」とは、内容においては、出張報告書との相違点はあるが、各調査員および各地方庁からの復命書・報告書および報文を参考にして再編成したものであることには相違ない。

次いで、明治三十一年八月に発行した農商務省水産調査所の「台湾塩業調査復命書」の緒言を見ると、

現時台湾ニ成立スル製塩法ノ大部分ハ汎ク欧米各国若クハ清国遼東半島ニ実施セラル、海塩製造法ニ酷似シ僅ニ其小部分ノミ内地製塩法ニ肖似セルコト自ラ明瞭ナルヘシ又現ニ台湾ニ成立セル塩業力五県一庁ノ下ニ限画セラレタルヲ以テ之ヲ考フレハ或ハ其他ノ県若クハ庁下ニ於テハ塩業成立ノ望ナシト思ハル可シト雖トモ是レ決シテ然ラス夫ノ澎湖列島ノ如キ最モ望ヲ属スヘキ地タルノミナラス右五県中将来拓シテ塩田トナス可キ地積ハ太甚タ饒多ナルヲ認メリ是ニ由レハ即チ從來本島ノ塩業力五県一庁ニ限画セラレタルハ地積其他天然的制裁ノ結果ニ非ス全然人為的制裁タル清国治下ニ於ケル塩制ノ結果タラスンハアラサルナリ而シテ清国治下ニ於ケル塩制ノ概要ハ既ニ清国盛京省占領地塩業調査復命書並台湾總督府民政局殖産部報文第一卷第一冊（水産之部）中ニ載スル所アルヲ以テ茲ニ贅セス<sup>41</sup>

とあることから、本国政府の農商務省においては、「調査復命書」として編纂刊行していることがわかる。その上、清国政府による台湾塩業については、「殖産報文」により報告されていることからこの復命書には掲載しない旨の断りを記しており、ここでは、「殖産報文」も「調査復命書」も同様の編冊物であることを示していよう。

この復命書の内容からは、既設の塩田調査、さらに澎湖列島の塩業に注目しており、調査の結果に基づく意見と



して「台湾ノ塩業ハ帝国版図内ニ在テ最モ多利ノ塩業ナルコト」<sup>(42)</sup>と、利益を多く見込める台湾塩業として、「政府ニ於テモ宜シク相当ノ保護奨励法ヲ設定シ可及的迅速ニ台湾塩業ノ改善発達ヲ期セラレ以テ内地塩業ノ外塩ニ対スル後援ヲ強大ナラシメラル、ト全時ニ帝国塩、外輸ノ基礎ヲ固定セラル、八洵ニ焦眉ノ緊急要事ナリト信ス」<sup>(43)</sup>と復命書を締めくくっている。このことから復命書は、報告としてのみならず、政府の政策上の参考として、政策決定のためのものであることがわかる。

ここで、表一を改めて見ることにしよう。この表の「公文類纂」の保存年限を見ると、永久保存と一五年保存とが混在していることがわかる。明治二八年から三〇年までの「公文類纂」の一五年保存が、なぜ、残存しているのか。日本統治の五〇年間、一五年という有期保存が定められた一五年保存が廃棄されたことは一度もなかったのである。一五年保存文書を、一五年経過の後に、廃棄対象として廃棄処分申請が出されたこともなかった。相反して、現存する台湾総督府文書には、保存年限を記す箇所に「十五」を「永久」と書き直した、一五年保存が永久保存に変更された文書が数多く存在する。このことから、台湾総督府は、一五年保存文書を廃棄することができなかった。それよりも永久保存と同様に扱っていたことがわかる。

また、この「殖産報文」に、「公文類纂」一五年保存文書が掲載されていること、そのことが、一五年保存が永久保存と同様に、永久的に保存する必要のある内容であり、それ故に一五年保存が五〇年間廃棄されることのなかった理由とイえないだろうか。

ところで、この「殖産報文」のタイトルを見ればわかるように、第一から第三までが、台湾総督府民政局殖産部が発行したもので、第四から第八が、台湾総督府民政局殖産課が発行したものである。従って、殖産部の時代のものが「殖産部報文」、殖産課の時代のものが「殖産報文」と考えればよいであろう。第八だけが、「台東殖民地予察

報文」とタイトルが異なっているが、殖産課が編纂したものであるもののその変更理由は判らない。

このタイトルの変化は、大きな台湾総督府の組織変更が明治三一年六月に行われたためである。そこで、明治二九年からの民政局における組織の変遷を見ていこう。

### 三、台湾総督府組織の改編と殖産部

明治二九年の組織機構は、台湾総督府条例<sup>44</sup>と同時に発布された台湾総督府民政局官制<sup>45</sup>では、民政局を台湾総督の管轄に属する行政と司法に関する事務を整理する処と定め、総務部・内務部・殖産部・財務部・法務部・学務部・通信部の七部が置かれた。そして、台湾総督府民政局各部分課規程<sup>46</sup>の第四章第一四条において、殖産部に農商課・拓殖課・林務課・鉱務課が置かれた。その後の台湾総督府民政局事務仮規程<sup>47</sup>の第四章第一五条においても、殖産部は上記の四課である。

次に、明治三〇年の組織機構は、勅令第三六二号の台湾総督府官制の改正<sup>48</sup>に伴い、台湾総督府行政事務規程<sup>49</sup>が定められ、この第三章第五条で、民政局に外事課・県治課・警保課・衛生課・法務課・学務課・殖産課・通信課の八課が置かれた。名称が部から課へと変更された。

その後の明治三一年の台湾総督府官制の改正<sup>50</sup>に伴い、台湾総督府官房及民政部分課規程<sup>51</sup>が制定された。この明治三一年の官制改正により、民政局は民政部となり、民政長官が置かれることになった。分課規程の第六条において、民政部には、人事課・文書課・外事課・県治課・警保課・土木課・衛生課・主計課・税務課・法務課・学務課・殖産課・通信課・調査課・会計課の一五課が置かれた。このことは、民政部は大所帯となり、部務を整理する民政長官の権限が大きくなったことを示していよう。

このように、民政局から民政部への組み替えのために、民政局の下に置かれた殖産部は部から課へと名称替えとともに、報文の名称も『殖産部報文』から『殖産報文』へと変更された。しかし、殖産課の報文は、明治三二年版を最後に、報文としては出版されていない。これに関して、一つには、明治三二年以降は、「報文」とした報告書の形で出版することの必要性がなかったと考えられないだろうか。第一の緒言にあるように、明治十九年の時点では、未だ「土匪」の影響により全島調査は未完であったが、明治三年の段階において、全島調査はほぼ終了している。つまり、台湾統治の初期段階における基礎的調査としては、明治三〇年から同三一年までに十分な調査がなされたということであろう。

また、もう一つの理由としては、殖産部から殖産課への組織替えの後に、殖産課としての組織力が縮小されたことにならないだろうか。そこで、明治十九年から明治三四年までの殖産部に関する組織の変遷を見ていくこととする。

明治二十九年に、殖産部は、事務官押川則吉を部長にして農商課・拓殖課・林務課・鉱務課が置かれ、阿片を取り扱う製薬所<sup>②</sup>も技師の加藤尚志を所長として開所された。しかし、同三〇年には、民政局の一つの課として事務官の木村匡を課長として、それまでの農商課・拓殖課・林務課・鉱務課は殖産課に纏められ、地方庁の台北県と鳳山県に殖産課が設けられている。当初は六名の属で組織された小規模な台北県の殖産課であったが、明治三二年には、技師横山壯次郎が台北県の農商課の課長に任じられ、農商課として三名の属と七名の技手を持つようになった。また、民政部殖産課は柳本通義と高橋昌が事務官に命じられ、柳本が課長に任じられ、柳本・有田正盛・高橋・八戸・田代・斎藤の六名の技師と九名の属および一名の技手により民政部殖産課としての機能が復活した。地方では、台中県に技師高島容孝を課長として農商課が、技師小西成章を課長として拓殖課が設けられ、台南県には明治三〇年一月一日に技師に昇進した藤根吉春を課長として殖産課が設けられている。

さらに、同年三月には台湾塩務局が基隆・淡水・新竹・後壠・鹿港・布袋嘴・北門嶼・台南・打狗に、同年六月には台湾樟腦局が台北・新竹・苗栗・台中・林圯埔・羅東に設けられ、台北樟腦局には事務官の有田技師が局長に、台中樟腦局には小西技師が局長に、羅東樟腦局には技師の後藤伊佐之助が局長に任じられた。

同三年七月に、台湾樟腦局官制が改正され、民政長官後藤新平を局長として、局長官房・専売課・製造課・會計課・新竹支局・苗栗支局・台中支局・林圯埔支局・羅東支局・神戸出張所が設けられた。専売課事務官には増沢有と佐藤法潤が命じられ、増沢が課長に、有田技師が製造課長に、新竹支局長に事務官の里見義正が、苗栗支局長に同家永泰吉郎が、台中支局長に小西技師が、羅東支局長に後藤技師が任じられている。

そして、専売局開設の明治三四年六月に、阿片・樟腦・塩の専売事業を掌る台湾総督府専売局が設けられるとともに製薬所と台湾樟腦局および台湾塩務局が廃止された。<sup>56)</sup>このようにして、同年一月の台湾総督府官制改正により、民政部には、警察本署・総務局・財務局・通信局・殖産局・土木局が置かれ、殖産局には、農商課・拓殖課・権度課が置かれることとなった。<sup>57)</sup>課としての小規模な組織から三つの課を組織する局として生まれ変わり、殖産局長に技師の新渡戸稻造、農商課技師に横山と青柳定治、拓殖課技師に柳本と田代および斎藤精一、権度課技師に柳本と同年四月二五日に技師に昇進した山田申吾、農商課長に横山を、拓殖課と権度課の両課長に柳本が任じられた。さらに、今まで台北県・鳳山県・台中県および台南県などの地方庁に置かれていた農商課・拓殖課および殖産課などの殖産に関する課は廃止された。<sup>58)</sup>

このようにして、明治二十九年当初は、殖産部は四つの課を置いていたが、同三〇年の改正により、部から課へと改変されるに伴い小規模となり、台北県などの各地方へと組織および部員が拡散されていく。その各地方庁における殖産課および農商課は、横山・小西・藤根らの技師がそれぞれに各地方に配属されることにより規模が大きくなっ

ていった。そのため、「殖産報文」には、各地方庁や各地方の課員からの報告が多くを占めていく。

さらに、同三二年の台湾塩務局と台湾樟脳局の設置により、一元殖産課員の有田・小西が課長・支局長に任命されている。これらの殖産部の分散は、台湾総督府の殖産課が「殖産報文」として纏めていくことが不可能になつていったことも明治三二年以降において刊行されなかつた理由の一つと考えられないだろうか。部から課そして局への変遷は大きな意味を持っていたと言えよう。

それを裏付ける文書として、明治三〇年一月四日の殖産課長木村匡から台湾総督乃木希典と民政局長曾根静夫への殖産課の事務施行上における伺書および同月六日の木村殖産課長より沖・有田・柳本の技師三名に宛てた殖産課の事務施行上に関する条項の回覧文書から見る事ができる。その内容は、

第一条 殖産課ノ事務ハ之ヲ大別シテ普通ノ行政ト學術技芸ニ渉ルモノトス普通ノ行政ハ専ラ総督府一般ノ政務ト相関聯スルヲ以テ其斟酌ハ一二課長ノ操縦スル所タルヘシ若夫レ學術技芸ニ渉ルモノニ就テハ學者トシテ及技術官トシテ研究スル所ノ學理ヲ標準トシテ之ヲ解釈スルコトヲ主トセサルヘカラス事務官ト技術官トノ權域ハ専ラ茲ニ存ス

第二条 殖産ノ事務ハ外觀ニ於テ収縮セラルヘシト雖是唯其身分ノ置場所ヨリ云フ所ノ言ニシテ台湾ノ殖産事務ハ決シテ収縮ヲ許サス台湾全体ヨリ云ヘハ殖産事務ノ分量ヲ減スヘカラス總督府ノ事務ヲ地方庁ニ分ツハ之アルヘシト雖モ一方ニ於テ減スルモ一方ニ増スアル力故ニ全体ニ於テ増減ナキノミナラス全体ニ就テ云ヘハ前途大イニ殖産事務ヲ増スコト、ナルヘシ

第三条 <sup>補</sup>(水産) 鉾山 森林 移民地ノ調査ノ如キ現ニ着手中ノモノハ其方法ヲ變更スルコト之アルヘシト雖其成績ヲ継キ益ニ其進行ヲ図ルヘシ断シテ之ヲ躊躇スルヲ得ス

第四条 地方機關ノ整備セサルニ方テハ其事務ヲ中央部ニ統括スルハ止ヲ得サルノ勢タリト雖モ今ヤ地方ノ機關ハ充塞セリ性質上便宜上地方庁ニ委スルヲ使トスルモノハ当然其職權ニ屬スルカ之ヲ委任スルカノ方法ヲ取り總督府ハ專ラ其監督ニ任スヘシ其程度ハ各事務ノ主任ニ於テ之ヲ研究シテ提議スルヲ要ス殖産部全体ノ權衡ヲ図ルカ為ニハ別ニ協議スヘシ

第五条 商業上ノ趨勢ヲ講スルカ為ニ商業ノ団体ヲ組成スルハ必要ナル事項タリ今ヤ民間ニ於テモ之力急要ヲ唱フルモノアリ總督府ハ間接ニ之ヲ幫助シテ其成立ヲ勉メントス

第六条 政綱ヲ簡易ニスルハ已ニ 聖旨アリ故ニ人民ニ直接ノ關係アル殖産上ノ法規ハ可成簡短ナラント欲スルカ故ニ慎重ナル調査ヲナシ以テ之ヲ貫徹スルヲ勉メサルヘカラス但屢ニ命令ヲ變更スルハ事情ノ適セサルアルヲ以テ成ルヘク命令ノ範圍内ニ於テ行政上ノ取扱ヲ簡ニスルヲ勉メ十分成算アルヲ認メタルノ後ニ命令ノ變更ニ及ホサントス

第七条 移住民ノ計畫ハ政府自ラ之ヲナスハ今財政ノ劇力ニ許サ、ルモノアリ故ニ殖産課ハ此際可成移住ニ適当ナル地所ノ調査ヲ「求」(勉)メ其成果ハ之ヲ世間ニ公ニシ以テ弘ク公衆ノ參考ニ便シ人民ノ自ラ計畫スルニ任セントス但實際其移住民アルニ方テ行政上ヨリ公力ノ保護ヲ要スル条件ハ別ニ研究ヲ要スル問題タリ

第八条 度量衡ノ調査ハ已ニ其歩ヲ進メツ、アリト云フ其統一ヲ欠テ八国ノ品位ニ關スルヲ以テ成ルヘク速ヤカニ調査ノ結局ヲ要スヘシ

第九条 蕃地撫育蕃地山林ノコトハ今ヤ撫墾署ト俱ニ地方庁ニ移サレタリト雖モ其調査ハ專ラ總督府ノ任スル所タルノミナラス事ノ學術上ニ渉ルモノハ總督府專ラ之ヲ勉メサルヘカラス故ニ蕃語ノ研究森林ノ造成方

法ノ如キハ総督府ニ於テ益々之ヲ奨励スルヲ要ス<sup>39</sup>

と、殖産課の仕事は、学術技芸に涉り学者として技術官として研究するもので、また、殖産の事務は部から課へと組織上においては縮小したが、台湾の殖産関係は益々事務量が増えていくであろうと述べている。また、殖産課の仕事としては、産業上の調査、移住民のための地所調査、度量衡の調査などがまだ調査着手中であり、また、蕃地撫育や蕃地山林については地方庁へ移管されたが、蕃語の研究や森林の造成方法などの学術上のものについては、総督府において奨励すべきものであると述べている。このように、組織の上では縮小した形となったが、実際の調査および事務処理量は増大するという矛盾をかかえることになった。明治三〇年における組織の改編は、殖産課における事務処理をより複雑化させたと言える。

さらに、この組織の改編の複雑化させた原因について、「大屯火山彙地質調査報文」を発行した台湾総督府民政部殖産局が「本書八囑託出口雄三ノ調査編纂セシモノニシテ印刷ニ附シテ参考ニ供ス」として鉱務課により編纂した本書の緒言において次のように記述されている。

本島ノ地質調査ハ明治二十九年四月民政部官制發布セラル、ヤ全島予察調査及精察調査ヲ八箇年計画ヲ以テ完成セントセリ爾後三年間其成績見ルベキモノアリト雖三十一一年該官制ノ廃止ト共ニ本調査ハ廃止ノ不幸ニ遭遇セリ其後民政部殖産局鉱務課ニ於テ鉱物調査トシテ事実上傍ラ地質調査ノ事業ハ行ハレツ、アリキ然レドモ時勢ノ進歩ト共二四十二年七月發布殖産局分掌規定ニヨリテ鉱務課ニ地質係ヲ置キ地質調査ニ関スル事項ヲ掌ラシムルニ至リ爾後五年計画ヲ以テ本島地質精察調査ハ開始セラレ目下続行中ナリ今本島ヲ現下農商務省地質調査所ニ於テ行ハル、ガ如ク<sup>40</sup>

として、明治三一年の台湾総督府官制の改正により、殖産部による調査は廃止されたことを、そしてそれを「不幸

「二遭遇セリ」と記しているように調査の廃止は制度上による改編がもたらした不幸な出来事であったことを示している。

しかし、殖産局鉱務課においては鉱物調査として地質調査の事業は引き継がれたこと、またこの調査も四二年七月の規定により鉱務課の地質係により五年計画で行われるようになったことを記している。また、農商務省においても調査中であること、前述した塩業調査においても農商務省が行っているように、殖産に関する調査を本国政府も進めていることがわかる。さらに、

本島ノ地質調査ハ内地ニ於ケルト事情ヲ異ニス単ニ風土ノ瘴癘、交通ノ不便、言語ノ相違等ノ阻害アルノミナラズ本島中央山地ハ鹹首ヲ事トスル蕃人ノ跳梁スルアリテ容易ニ入ルコトヲ許サズ之レヲ秩序的ニ踏査スルコト能ハス故ニ便宜上地域ヲ画シテ調査スルヨリ外ナク他日蕃界ノ討平ト共ニ全島地質精察調査ヲ完了センコトヲ期ス既ニ調査ヲ了シタル部分ハ漸次刊行シテ学術上及実業上ノ参考ニ供セント欲ス今茲ニ大屯火山羣地質調査報文ヲ公刊スル所以ナリ

本報文ノ刊行ニ関シテハ鉱務課長技師福留喜之助及技師細谷源四郎両氏ノ忠言及校訂ニ預ルコト多ク茲ニ謝意ヲ表ス野外ノ調査ニ関シテハ技手朝日藤太夫ノ補助ヲ俟ツコト多ク又地質図ニ関シテハ曩ニ当課ニ於テ出版セシ三十万分之一台湾地形地質産地図ヲ延函シテ地質領布ヲ著色セリ總テ技手吉倉清次郎及技手朝日藤太夫ノ調製ニカ、ル<sup>(註)</sup>

として、「蕃界」の鎮庄と共に全島地質精察調査は完了する時期に達していること、既に調査が完了している部分は漸次刊行して学術上および実業上の参考に供せんとしてこの「大屯火山羣地質調査報文」を公刊したものであると記されている。



このほか、「鉱山地質調査報文」<sup>(62)</sup>が、台湾総督府民政部殖産課より明治三十三年六月三〇日に発行されており、「台湾鉱物調査報告」<sup>(63)</sup>が、台湾総督府民政部殖産局鉱務課により「岡本要八郎ノ調査編纂シタルモノナリ印刷ニ付シテ参考ニ供ス」として明治四四年九月三〇日に刊行されている。

さらに、明治三十九年三月三〇日に台湾総督府民政部殖産局は、「台湾水産概況」を発行している。この緒言には、

台湾総督府技手伊藤祐雄ノ担任編纂セルモノニ係ル曩ニ殖産部報文第一巻第一冊殖産報文第一巻第一冊及第二巻第一冊ニ詳細ナル調査アルモ各方面ニ由リ調査ノ目的ヲ異ニシ精粗一様ナラス未タ全般ニ互リ斯業ノ状況ヲ一括シタルモノナシ乃チ本書ヲ公行シ本島斯業ノ概要ヲ知ラシメント欲ス<sup>(64)</sup>

とあるように、台湾の水産業に関しては、殖産部報文の第一巻第一冊と殖産報文の第一巻第一冊および殖産報文第二巻第一冊と三冊に分かれて編纂され、内容においても、各方面にわたっているために調査目的が一貫しておらず、水産業において一括した概要書がないためにここにおいて、一般に知らしめるためにこの「台湾水産概況」を刊行すると述べている。

このように、台湾統治当初においては、調査目的も多岐にわたっていたことがこの緒言から窺うことができよう。さらに、明治三十九年に漸く概況書なるものを纏めることになったことも、それまでの殖産部の改編がこれまでの調査をさらに編纂刊行することを容易にさせなかったのではないかと考えることができまいだろうか。また、この概況書には、「官房文書課9門4類第29号3冊ノ内1」と「ゴム印と手書きにより記されていることから、官房文書課が保存管理していたものである」との「3冊ノ内1」の記述から、この概況書は三冊あり、まだ二冊あることを示している。

これらを総じて、官制改正後においても、各課各係において調査は続けられ、「殖産報文」を引き継いで各調査

における「報文」として編纂され刊行されており、またこれまでの「殖産報文」をさらに編纂して刊行されていたのであった。

次に、明治三四年以降の殖産に関する組織を見ていこう。

同年、従来、原住民に関する事務は殖産課に属していたものを、事務は殖産課が管掌するが、一部分の隘勇に関する事項は警察本署の警務課が、山林及蕃人取締に関する事項は保安課が管掌することとなる。<sup>(65)</sup>

しかし、同三六年四月訓令六二号により、殖産局拓殖課の主管に属する原住民に関する事項を一切を警察本署の主管に移管させた。<sup>(66)</sup> 次いで、同三九年四月訓令第八〇号、従来殖産局権度課の主管に属していた度量衡取締の事務は警察本署保安課の掌理とする処となり、権度課は製作検定などの技術方面の事務のみ担任し、事務の性質上普及と取締は警察において掌理することとなる。<sup>(67)</sup> 同四二年、殖産局は、農務課・商工課・林務課・鉱務課・権度課を置き、<sup>(68)</sup> 同四四年に内務局を廃止して地方部が設置され、殖産局には、庶務課・農務課・糖務課・林務課・鉱務課・商工課・権度課・移民課及林野調査課が置かれた。<sup>(69)</sup> また、臨時台湾糖務局を廃止して殖産局に統合させている。

大正八年六月二八日、民政部に内務・財務・通信・殖産・土木・警務の六局と法務の一部を置き、通信局に附属していた測候所及び灯台を通信局に附属させた。<sup>(71)</sup> また殖産局には、獣疫血清製造所を置き、警察本署を廃止して、警務局を設置し、警視総長を警務総長に改め、警務局長を以てこれに充てることになった。<sup>(72)</sup> 殖産局は庶務課・農務課・糖務課・鉱務課・商工課・水産課の六課となり、<sup>(73)</sup> 大正九年九月一日に、殖産局に営林所とその出張所が置かれ、<sup>(74)</sup> 翌年八月二日に、殖産局に度量衡所が置かれる。<sup>(75)</sup>

大正一三年に殖産局は、庶務課・特産課・農務課・商工課・山林課の五課となった。<sup>(76)</sup> その後、昭和一四年七月一日に殖産局は殖産局と米穀局に分かれ、<sup>(77)</sup> 同一八年二月一日に行政機構整備実施のため総務局を廃止し、国土局・

殖産局・食糧局は、鉱工局・農商局と改められたため、「殖産」という名称は、昭和一八年一二月を以て廃止されたのである。<sup>(78)</sup>

このように、台湾総督府の組織は、土地開発（原住民対策）・殖民（移民）および灌漑などを含む産業、生産・専売などの事業において、殖産・樟脳・塩務・糖務・製薬所などの管轄部署をめぐり改組がなされ、殖産部および専売局は、台湾経営の中心的役割を果たしてきた。新渡戸稲造が第四代台湾総督である児玉源太郎について、

日本人は議論を好む国民であると思ふ、それと同時に日本人は何でもすることに実例を求める傾向が強いと云ふやうに見えてならない、何事をなすにも先づ何処かでやつて居るとか、何時実行したかときいて実例を求める、その実例が如何なる処であつても実行して居ると知れば安心して初めるのである。児玉総督はその実例好きな日本人にとつて台湾統治の上によい実例を残された方である。<sup>(79)</sup>

と評価をしたように、日本人は台湾を利用するというよりも、新しいことを企画し、実行することで、結果として台湾を発展させてきたと言えよう。大正期の第七代総督である明石元二郎もまた同様である。<sup>(80)</sup> 明治三四年五月に開設された台湾総督府の附属機関として、台湾を産業的に経済的に向上させてきた台湾総督府専売局の機関雑誌は、台湾の発展振りについて、

僅かに四十年本島の文物制度改まり今や旧面目を一新するに至つたこれ偏に至仁至慈の御聖徳によるものであるが一面為政者の統治の宜しきを得官民融和して本島の開発に貢献寄与したること見逃すことは出来ぬ顧るに本島財政は明治三十八年以降全く国庫の補足を受くることなく独立し加之母国の会計を補佐すること、なつたが其の基礎は官業を租税就中専売事業の収入に因るものである。<sup>(81)</sup>

と、台湾総督府の台湾運営と台湾の専売事業政策の成功を強調している。

専売局は、塩・樟脳・煙草・酒を専売する官営企業の特徴をもつ附属機関である。この専売業の成功は、台湾領有初期から殖産部を中心に台湾総督府官吏らによつて行われてきた調査と分析が基盤にあつたからである。政策決定する上で肝要である各地方の地理・地形から農業・林業・漁業・塩業・糖業・鉱業などの産業、そして住民の生活に至るまでの徹底した調査が、今日の台湾総督府を支えていることをものがたつていよう。

### おわりに

明治二九年に殖産局の分課規程を制定の際に、橋口文蔵殖産部長は同年二月一四日に水野民政局長へ、次のような内申書を提出していた。ここで橋口は、

殖民事業ヲ拡張シテ本島ニ内地人ヲ増殖スルハ政策上最モ急務ニ有之然ルニ殖民ト土地トハ密接ノ關係ヲ有シ  
 移民ノ増加ニ随ヒ官有地ノ私下貸下ヲ要スルハ勿論今後清国人ヨリ没収シテ官有ト為スヘキ土地ヘ漸次内地  
 人ヲ移入等皆殖民事業ノ範圍ナラサルハ無シ然ルニ民政局ノ章程タルヤ拓地殖民ノ事業ハ殖産部<sup>破損</sup>官有地ヲ  
 処分ス可キ地理ノ事務ハ<sup>破損</sup>部ニ付セラル蓋シ内務省農商務<sup>破損</sup>織ニ則ラレタル者ナルヘシト雖<sup>破損</sup>業ヲ擴  
 張ス可キ本島ニ於テハ官有<sup>破損</sup>ニ關スル事務モ亦殖産部ニ付セラ<sup>破損</sup>際上便利少カラズ就テハ當部主管<sup>破損</sup>中  
 「官有地私下貸下ニ關スル事項」ノ<sup>破損</sup>増補相成度此段内申仕候也<sup>22</sup>

として、台湾統治の柱の一つとしての内地人の入植と殖民事業を掲げるとともに、下関条約第五条の關係から台湾を退去するであろう清国人の土地に内地人を入植させるといった、殖民事業拡張のため、内地人の移住増加に伴い官有地の私下貸下を殖産部の主管とし、そのために殖産局の分課規程中に「官有地私下貸下ニ關スル事項」を追加すべくことを上申しついたのである。

このように、橋口殖産部長は政策上最も急務な事業として殖産事業を掲げ、殖民と土地の問題を考慮して、産業開発のための調査を台湾領有初期の段階ですでに始めていたのであった。台湾運営を軌道に乗せた第三代民政長官後藤新平の名声は高いが、後藤長官のインフラ整備事業の背景には、それ以前の草創期台湾総督府官僚による調査と情報収集及びその提供による資源や産業基盤等に関する情報の共有化が図られていたのであり、それを推進していた当時の台湾の開拓者たちの名前も忘れてはならないであろう。

台湾総督府の殖産部員は、優秀な調査員であり、収集家であり、報告者でなければならぬ。そのため、当時の台湾にとっては、殖産部は総督府の組織の中でも重要な地位に立っていたのであった。

しかし、当時の未開地における調査には危険が伴うものであった。明治三〇年春に行われた蕃界地への探検隊である台湾総督府軍務局陸軍部第一課員深堀安一郎大尉探検隊は、一四名全員が殺害されたという<sup>83)</sup>。その探検隊の中には、台湾総督府民政部殖産局蕃務課員の台湾総督府技師原音吉林学士も含まれていた。このことから、日本が台湾を領有した当初の台湾島踏査には、戦地へと赴くのと同様の死をも覚悟の上で実施しなければならないほど過酷なものでもあったことが判る。

未開の地を開拓するには、実態と実情を正確に掌握するための調査を行うことが最も重要な課題となる。その中心的な役割を務めたのが、台湾総督府の殖産部であった。台湾領有初期から殖産部の技師らによって行われてきた実地調査の地盤があったからこそ、その後の殖民殖産政策が進行していくことができたのである。

しかし、明治三〇年における台湾総督府の組織の改編により、組織上縮小した殖産部にとって、実際の調査や事務処理量は増大するという矛盾をかかえることとなった。そのため、殖産部における人手不足とともに「殖産報文」の刊行はストップするが、一方で、初期段階での調査が終え、殖産事業が進む中で、「殖産報文」として刊行する

必要性がなくなつたともいえよう。その後の殖産部は、樟脳・塩務・糖務・製薬所・作業所などの部署に仕事分散することで、台湾の殖産事業は拡大していった。

ここで取り上げた「復命書」と「殖産報文」は、殖産部の技師が、政府の政策決定において重要な役割を果たしてきたことを証明している。また、殖産部の報告が、「殖産報文」という刊行物や「台湾日日新報」の新聞に掲載されることにより、広く一般へと情報が提供されていたことを示している。

一方で、正確に分析した調査報告書として提出した「復命書」や「報文」が、「台湾総督府公文類纂」に綴られていること、さらに、有期保存文書でありながら永久保存文書と同様に扱われ、廃棄されなかつた一五年保存文書にも綴られていることから、政策決定までの記録を残し、記録を伝えることの重要性を台湾総督府文書から知ることができた。

このことから、台湾総督府文書は、台湾総督府という統治機関の行政文書であり、政策決定過程を記録した貴重な歴史史料であることを忘れてはならない。

註

- (1) 『台湾総督府民政部殖産部報文』第一巻第一冊、八一頁。
- (2) 東山京子解説「台湾総督府文書と殖産報文」、『殖産部史料』一頁～三五頁、二〇一一年。
- (3) 「小林一生下田代安定ノ総督府採用ノ件」(『自開府至軍組織中台湾総督府公文類纂永久乙種第一巻』第三五文書、簿冊番号〇〇〇四二)。
- (4) 同上。
- (5) 「田代安定翁小伝」(『田代安定翁』、故田代安定翁功績表彰記念碑建設発起人・昭和五年八月五日、八頁)。

- (6) 同上、九頁。
- (7) 「台湾總督府雇員田代安定ヲ台湾總督府民政局技師ニ任シ殖産部拓殖課兼林務課勤務ヲ命スルノ件」(明治二九年台湾總督府公文類纂永久追加第一卷) 第五九文書、簿冊番号〇〇二一九。「元台湾總督府技師田代安定ニ恩給証書送付ノ件」(大正五年台湾總督府公文類纂永久保存第二卷) 第一一文書、簿冊番号〇二四七七。その後田代は、翌三〇年の一〇月一〇日に台湾總督府技師に任じられ、民政局殖産課勤務、殖産課拓殖係兼林務係を命じられている。
- (8) 前註5、一〇頁。
- (9) 「台湾總督府技師田代安定ニ植物調査ヲ囑託スルノ件」(明治三二年台湾總督府公文類纂永久追加第三卷) 第五八文書、簿冊番号〇〇三三四。
- (10) 前註5、一一頁。
- (11) 同上、一二頁。
- (12) 「台湾總督府技師田代安定ニ恒春熱帯植物殖育場兼勤ヲ命スルノ件」(明治三五年台湾總督府公文類纂永久追加第一八卷) 第八文書、簿冊番号〇〇七九九。
- (13) 前註5、一四頁。
- (14) 「元台湾總督府技師田代安定ニ恩給証書送付ノ件」(大正五年台湾總督府公文類纂永久保存第二卷) 第一一文書、簿冊番号〇二四七七。
- (15) 前註5、七八頁。
- (16) 同上、二二頁。
- (17) このほか、田代の著作には、「鹿児島県柑橘図譜」・「八重山調査報告書」・「日本産紅樹の説」・「海南諸島植物雑説」・「沖繩桑」・「鹿児島県中之島ノ植物」・「八重山列島各属島」・「澎湖列島自生植物第一報第二報」・「台東植民地予察報文」・「台湾街庄植樹要鑑」・「日本芋麻興業意見」・「台湾行道樹及市村植樹要鑑」・「台湾造林主木各論」など、「恒春熱帯植物殖育場報告」を含めて一四点である。
- (18) 前註5、一四頁、一六頁。

- (19) 「元台湾総督府技師田代安定に林業に関する事務囑託の件」(『大正四年台湾総督府公文類纂永久保存第三巻』第四三文書、簿冊番号〇二四五六)。
- (20) 前註5、一六頁。
- (21) 前註5、一七頁。田代安定は、安政三年八月二日に鹿児島県鹿児島市加治屋町に生まれる。享年七三歳。
- (22) 「台湾日日新報」第一〇六一九号、七頁、昭和四年一月九日。
- (23) 前註2、参照。
- (24) 『台湾総督府民政部殖産報文』第二巻第二冊、一二頁。
- (25) 『台東殖民地予察報文』、四頁。
- (26) 同上。
- (27) 『台湾総督府民政事務成績提要』は、明治二八年分から昭和一七年分までの第一編〜第四八編まで作成されている。
- (28) 「諸報告取扱及文書取扱函解」(『明治一八年台湾総督府公文類纂永久乙種第六巻』第五八文書、簿冊番号〇〇〇一七)。
- (29) 「淡水水産調査復命」(『明治二九年台湾総督府公文類纂十五年保存第一巻』第二六文書、簿冊番号〇四四九八)。
- (30) 『台湾新報』明治二九年八月二四日・月曜日、第一四号・一頁、明治二九年八月二八日・金曜日、第一五号・一頁、明治二九年九月一日・火曜日、第一六号・一頁。
- (31) 「明治二九年一月中民政局殖産部事務成績提出ノ件」(『明治三〇年台湾総督府公文類纂永久保存第一〇巻』第二七文書、簿冊番号〇〇一五五)。
- (32) 同上。
- (33) 前註29同掲。
- (34) 「八戸道雄外一名新竹支庁及苗栗出張所管内林務調査復命書」(『明治二九年台湾総督府公文類纂十五年保存第九巻』、第一七文書、簿冊番号〇四五〇六)。
- (35) 「雲林地方出張八戸技師復命書」(前註29、第二五文書)。
- (36) 「月岡技手宜蘭奇菜地方林況調査復命書」(前註34、第一九文書)。



- (37) 『新竹地方林業視察復命書』(明治一九年台湾総督府公文類纂永久乙種第二四卷) 第五文書、簿冊番号〇〇〇九四)。
- (38) 『澎湖島地質調査報文』(明治三三年台湾総督府公文類纂永久追加第二二卷) 第六文書、簿冊番号〇〇四三二)。
- (39) 同上、第七文書。
- (40) この冊子は、刊行年月日は書かれていない。個人が収集したものが、「故伊能嘉矩氏蒐集」のゴム印が押されている。
- (41) 『台湾塩業調査復命書』、農商務省水産調査所、有斐閣、明治三一年八月一五日発行、二頁。
- (42) 同上、四一頁。
- (43) 同上、四五頁。
- (44) 『台湾総督府条例』、勅令第八八号、明治二九年三月三〇日(『官報』第三八二三号・明治二九年三月三一日、四九〇頁～四九一頁)。
- (45) 『台湾総督府民政局官制』、勅令第九〇号・明治二九年三月三〇日(同上、四九一頁～四九二頁)。
- (46) 『台湾総督府民政局各部分課規程制定ノ件』(明治二九年台湾総督府公文類纂永久甲種第二卷) 第二文書、簿冊番号〇〇〇五六)、『台湾総督府警察沿革誌』第一卷・一九三三年、七五頁。
- (47) 『台湾総督府民政局事務仮規程制定ノ件』(明治三〇年台湾総督府公文類纂永久甲種第四卷) 第一二文書、簿冊番号〇〇一二四)、『明治三〇年六月』(『台湾総督府報』第一〇四号・明治三〇年六月三二日、三三頁～三六頁)。
- (48) 『台湾総督府官制』、勅令第三六二号、明治三〇年一〇月三三日(『台湾総督府報』第一八七号・明治三〇年一〇月三〇日、四〇頁～四一頁)。
- (49) 『台湾総督府行政事務規程』、訓令第一三六号、明治三〇年一〇月二八日(『台湾総督府報』第一八六号・明治三〇年一〇月二八日、三八頁)。
- (50) 『台湾総督府官制』、勅令第一〇六号、明治三二年六月一八日(『台湾総督府報』第三二七号・明治三二年六月三〇日、八七頁)。
- (51) 『台湾総督府官房及民政部部分課規程』、訓令第一四九号、明治三二年六月三〇日(同上、八五頁)。この内、調査課は明治三二年九月二九日の訓令第二六八号(『台湾総督府報』第三七九号・四四頁)にて削除される。

- (52) 「台湾總督府製菓所官制」、勅令第九八号、明治二十九年三月三〇日（前註42同、四九六頁～四九七頁）。
- (53) 「台湾塩務局官制」、勅令第五一号、明治三十三年三月二三日（『台湾總督府報』第四八七号・明治三十三年三月二六日、四九頁～五〇頁）。
- (54) 「台湾樟腦局官制」、勅令第二四六号、明治三十三年六月一〇日（『台湾總督府報』第五四五号・明治三十三年六月二三日、四九頁～五〇頁）。
- (55) 「台湾樟腦局官制」、勅令第三〇二号、明治三十三年七月一三日（『台湾總督府報』第七八七号・明治三十三年七月二四日、二三頁～二四頁）。
- (56) 「台湾總督府專売局官制」、勅令第一一六号、明治三十四年五月二三日（『台湾總督府報』第九六六号・明治三十四年六月一日、五頁～六頁）。
- (57) 「台湾總督府官房並民政部警察本署及各局分課規程」、訓令第三五四号、明治三十四年一月一日（『台湾總督府報』第一五一四号・明治三十四年一月一日、二三頁～二五頁）。
- (58) 『職員録』參照。
- (59) 「殖産課事務施行上二関スル条項」（明治三〇年台湾總督府公文類纂永久甲種第四卷、第四〇文書、簿册番号〇〇二二四）。
- (60) 「大屯火山臺地質調査報文」、台湾總督府民政部殖産局、明治四五年三月二日、一頁。
- (61) 同上、二頁。
- (62) 「鉾山地質調査報文」、台湾總督府民政部殖産課、明治三十三年六月三〇日。
- (63) 「台湾鉾物調査報告」、台湾總督府民政部殖産局、明治四四年九月三〇日。
- (64) 「台湾水産概況」、台湾總督府民政部殖産局、明治三十九年三月三〇日。
- (65) 『警察沿革誌』第一卷、一〇五頁。
- (66) 「台湾總督府官房並民政部警察本署及各局分課規程」、訓令第六二号、明治三十六年四月四日（『台湾總督府報』第一三八号・明治三十六年四月四日、六頁）。

- (67) 「台湾總督府官房並民政部警察本署及各局分課規程」、訓令第八〇号、明治三十九年四月一日(『台湾總督府報』第一九四五号・明治三十九年四月一日、二四頁)。
- (68) 「台湾總督府官房並民政部各局及蕃務本署分課規程」、訓令一五四号、明治四二年一〇月二五日(『台湾總督府報』第二八一九号・明治四二年一〇月二五日、八五頁〜八七頁)。
- (69) 「台湾總督府官房並民政部各局署部分課規程」、訓令第一八七号、明治四四年一〇月一六日(『台湾總督府報』第三三五一号・明治四四年一〇月一六日、四四頁〜四七頁)。
- (70) 「臨時台湾糖務局官制」、勅令第一六三号、明治三五年六月一八日(『台湾總督府報』明治三五年六月二八日・第一一七八号、五一頁)。
- (71) 「台湾總督府官制」、勅令第三二一号、大正八年六月二八日(『台湾總督府報』大正八年七月八日・第一八七六号、二四頁)。
- (72) 同上。
- (73) 「台湾總督府官房並民政部事務分掌規程」、訓令第一〇〇号、大正八年六月二九日(『台湾總督府報』号外・大正八年六月二九日、一頁〜四頁)。
- (74) 「台湾總督府官制」、勅令第三四八号、大正九年九月一日(『台湾總督府報』第二二九四号・大正九年九月一日、四頁)。
- (75) 「台湾總督府官制」、勅令第三六〇号、大正一〇年八月二日(『台湾總督府報』第二四四六号・大正一〇年八月一日、二五頁)。
- (76) 「台湾總督府官房並各局事務分掌規程」、訓令第一〇二号、大正一三年二月二五日(『台湾總督府報』号外・大正一三年二月二五日、四頁〜六頁)。
- (77) 「台湾總督府官制」、勅令第四二四号、昭和一四年七月一日(『台湾總督府報』第三六二七号・昭和一四年七月八日、二二一頁)。
- (78) 「台湾總督府官制」、勅令第八九七号、昭和一八年二月一日(『台湾總督府官報』第四九九号・昭和一八年二月一日、一頁)。

- (79) 「酒専売の計画と実績」(『専売通信 創刊十周年記念特輯号』、台湾總督府専売局・昭和七年二月二十八日、一三四頁)。
- (80) 「明石元二郎關係資料」中京大学社会科学研究所台湾史研究センター、二〇一〇年、参照。
- (81) 『専売事業の人物』、台湾実業興信社・昭和二年二月二十六日、一頁。
- (82) 「殖産部長分課規定意見」(『自開府至重組織中台湾總督府公文類纂第一卷 第三二文書、簿冊番号〇〇〇〇二』)。
- (83) 「台湾領有初期における対原住民政策 深堀安一郎探検隊と長野義虎意見書からの一考察」(『社会科学研究』第三二卷一号、二六九頁～二九八頁)を参照。